

2017

困ったときは

大阪教職員組合女性部

tel.06-6768-2330 fax.06-6768-2239

E-mail daikyoso@daikyoso.jp

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館706号

女性の権利



「権利」の1つひとつに誕生日があります。
権利を学び、行使しましょう。
みんなで使えば道は広くなります。
「仕事も家庭も大切に、健康で生き生きと働きたい」
「どの子も輝く学校に」
「戦争はいや」
力を合わせて願いを実現させましょう。

母性のために

生理休暇

1回につき2日以内、時間あるいは半日でもとれますが、1日とカウント。「優しく回復」を判断するのは申請者本人

人間ドック・婦人科検診

兵庫県、互助会事業の人間ドックは年齢制限なく受診できます。健康管理に活用しましょう

結婚したら

結婚休暇

5日以内(週休日等を含む)。必要と認められる期間。葬式・入葬・同居の親等とも葬日から起算し得る

妊娠したら

産院のための休暇

- 妊娠23週まで…4週間に1回
- 24～35週…2週間に1回
- 36週～出産まで…1週間に1回
- 出産後…1年までに1回
- その他、医師が指示する回数

運動緩和措置

朝夕各30分以内、1日1時間以内にとめることもできます。徒歩・自転車通勤でも可。母子手帳の提示でよい

妊婦障害休暇

つわりや妊娠中の障害のため、14日以内。パワハラにもとれます。産前産後に引き続く場合は、常勤の代替職員が配置されます。2週間前までに事由書を出します

教員の体育実技・負担軽減措置

- 妊娠有期から産休に入るまでの必要な検診が認められます(08.4)
- 小学校：週3時間 中学校：週18時間 高校：体育持ち時間 支援学校教員：週(15+3)時間 看護職員：週29時間(01.5)
- 支援学校担任は、1日2時間(原則午前中。産前産後で午後可)
- 非常勤講師が配置
- 看護教諭の負担軽減は、看護補助員が配置

★任用期間によって取得可

妊産婦は

- 勤務外労働、休日労働、深夜労働をさせないよう請求できます(労働基準法65条・第66条)
- 医師や助産師に、検査や検査の必要を判断された場合、必要な期間が職務免除扱いになります
- 医師の検体検査を受けるときや、医師の診察を受ける場合、職務免除を受ける権利があります



出産したら

下記には代替者が配置されます

産前・産後休暇

- 小産後16週間、うち産後8週間は必ず休まなければならない。小産後期間は本人申請
- 多胎妊娠には、産後休暇が8週間プラス
- 産前産後日があります

★任用期間によって取得可

早産・流産・死産のとき

- 11週まで…前産後8週
- 小産後8週
- 12週以上…16週間の有期休暇
- 産後休暇は24週間

男性教員の育児参画のための休暇

- 妻の出産予定日の8週間前(産後の場合16週間前)から産後16週間まで
- 5日以内で、日または時間単位でもOK
- 産前または就学前の子の育児のため

夫の出産休暇

2日間。入院時の日～出産後2週間以内。日または時間単位でもOK



育児のために

すべて男女どちらでもOK

部分休業

- 子どもが小学校就学前まで、1日2時間まで。(15分単位)
- 勤務の始め、または終わりに続く
- 育児休暇をとる人は合計2時間まで
- その期間の給料は減額されます

育児休業

- 子どもが3歳になるまで、一度復帰してもう1回とれます。代替者が配置
- 届出ですが、1歳までは兵庫県から育児休業手当金が支給されます。ただし、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、1歳6ヶ月まで支給されます
- 共済年金(産前・産後とも)が免除されます。夏給金の掛け金は免除されますが、育児休業支援金として掛金相当額5000円が交付
- 事業所単位の日があります

★取得不可

育児時間

- 子どもが1歳6ヶ月になるまで、90分。(2回に分けて可)有給

育児にかかる早退退勤時間

- 子どもが小学校就学前まで
- 始業及び終業の時刻を15分単位で設定できる(午前8時以降、午後5時45分以降)

介護休暇

- 被介護人の継続する状態ごとに180日が限度
- 代替措置(30日以上)
- 給付は減額(休業手当金あり)

短期の介護休暇

- 被介護人1人5日、2人以上10日
- ★取得可

育児のための短時間勤務制度

- 子どもが小学校就学前まで
- 1ヶ月前までに申請。非常勤代替職員
- 勤務形態は選択。給料減額

★取得不可

子どもの看護休暇

- 中学校就学前までの子のケガ・病気の場合、予防接種、健康診断
- 年5日以内(子が複数の場合、10日以内)
- 勤務時間内OK
- 診断書は不要です

★取得可

介護欠勤

- 年30回、1回1日または必要時間。時間取得でも1回とカウント
- 介護欠勤申請書を提出。診断書等は原則不要
- 給付は減額。代替措置なし

介護時間

- 被介護人が日常生活を営むのに必要な動作ができない状態
- 1日につき2時間以内(15分単位)
- 勤務の始め、または終わりに続く
- 給付は減額

親の介護のために

「戦争法」を廃止させよう。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。